

空家等の「適切な管理」又は「有効活用」などをせず、放置し続け、空家等が危険な状態になったら・・・

●「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家特措法」といいます。)により、空家等が危険な状態であり、措置が必要と認められた場合、市町村より空家等の所有者・管理者に対して以下の措置がとられることとなります。

①助言・指導

放置された空家等が倒壊等のおそれがある場合は、所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言・指導します。



②勧告

所有者等が、助言・指導に対し従わず空家の状態が改善されないと認められる場合は、相当の猶予期間を付けて、必要な措置をとるよう勧告します。

※ 空家特措法に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地は、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されます。



③命令

所有者等が、勧告に係る措置をとらず、市町村が特に措置を必要と認める場合は、相当の猶予期間を付けて命令します。



④行政代執行(※)

所有者等が、命令された措置を履行しない場合、又は履行しても不十分な場合などは、市町村等が所有者に代わり必要な措置を講じます。

※ 行政代執行とは:行政代執行法による行政措置のひとつ
(所有者等に代わり行政が実施(委託)し、かかった経費は義務者(所有者等)に請求できます。)

●「特定空家等」とは・・・? (※空家特措法第2条第2項)

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるもの
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあるもの
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態のもの
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のもの